

第 4820 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2013年)平成25年 9月25日 水曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）  
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

## ④ 自己啓発費用を会社が負担したとき

**Q**：会社が従業員の自己啓発費用を負担した場合は、源泉徴収が必要になりますか？

**A**：その費用が、従業員の業務に直接必要なものであるときは、源泉徴収の必要はありません。

### 【解説】

会社が、従業員に対して奨学金を支給したり、学費を負担して通学させたりすることにより、従業員が受ける経済的利益については、原則、給与として取り扱われますが、会社が自己の業務遂行上の必要に基づき、従業員等としての職務に直接必要な技術もしくは知識を習得させるための研修会、講習会等の出席費用に充てるものとして支給される金品については、これらの費用として適正なものに限り課税されないこととされています。

つまり、会社の負担した費用が次のいずれにも該当するものであるときは、非課税となります。

- ①その知識や技術を取得することが会社の業務遂行上必要であること
- ②その知識や技術がその社員の職務に直接必要なものであること
- ③その金額がその知識や技術を取得するための費用として適正なものであること

ただし、その費用の負担が無条件で行われるものではなく、たとえば、勤続3年の従業員に対して行うという条件付きの負担であるような場合は、その従業員に対する給与として課税されることとなります。

